

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年8月6日
【会社名】	株式会社日立製作所
【英訳名】	Hitachi, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 中西 宏明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2013年6月28日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、当社が電力・交通・産業プラント施工事業等(以下、「分割対象事業」という。)を、子会社である(株)日立プラントエンジニアリングアンドサービス(以下、「日立プラントエンジニアリングアンドサービス」という。)に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」という。)について臨時報告書を提出しました。

当社は、本日、日立プラントエンジニアリングアンドサービスとの間で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結したことから、上記臨時報告書において未定としていた内容等について開示するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 本吸収分割の方法、割当ての内容、その他本吸収分割の内容

□ 本吸収分割に係る割当ての内容

ハ その他本吸収分割の内容等

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 本吸収分割の方法、割当ての内容、その他本吸収分割の内容

□ 本吸収分割に係る割当ての内容

現時点では確定していない。

ハ その他本吸収分割の内容等

本吸収分割の日程

2013年8月(予定) 吸収分割契約締結

2013年10月1日(予定) 効力発生日

(注)本吸収分割は、当社においては会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割であり、日立プラントエンジニアリングアンドサービスにおいては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割であるため、それぞれの株主総会による吸収分割契約の承認を得ずに行う。

(中略)

その他の吸収分割契約の内容

吸収分割契約は、2013年8月に締結される予定である。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割に係る割当ての内容について、現時点では確定していない。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日立プラントコンストラクション (仮称)
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
代表者の氏名	取締役社長 後藤 伸穂
資本金の額	<u>現時点では確定していない。</u>

純資産の額	現時点では確定していない。
総資産の額	現時点では確定していない。
事業の内容	電力・交通・産業プラントの施工・施工エンジニアリング・施工サービス、集塵装置の設計・製作・施工

(訂正後)

(3) 本吸収分割の方法、割当ての内容、その他本吸収分割の内容

□ 本吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割承継会社となる日立プラントエンジニアリングアンドサービスは、普通株式1株を2013年10月1日付で発行し、吸収分割会社となる当社に割当交付する。

八 その他本吸収分割の内容等

本吸収分割の日程

2013年8月6日 吸収分割契約締結

2013年10月1日(予定) 効力発生日

(注)本吸収分割は、当社においては会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割であり、日立プラントエンジニアリングアンドサービスにおいては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割であるため、それぞれの株主総会による吸収分割契約の承認を得ずに行う。

(中略)

承継会社が承継する権利義務

日立プラントエンジニアリングアンドサービスは、分割対象事業のみに係る当社の資産、債権債務、契約上の地位及び知的財産権等を承継する。

なお、当社に在籍する従業員のうち分割対象事業に主として従事する従業員との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、本吸収分割によっては日立プラントエンジニアリングアンドサービスに承継されないものとし、当社は、当該従業員を、当社に在籍させたまま日立プラントエンジニアリングアンドサービスに出向させ、日立プラントエンジニアリングアンドサービスは当該従業員を分割対象事業に従事させるものとする。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

割当株式数については、当社が日立プラントエンジニアリングアンドサービスの発行済み株式の全部を有することから、本吸収分割に際して、日立プラントエンジニアリングアンドサービスが普通株式1株を発行し、これを当社に交付することが相当であると判断した。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日立プラントコンストラクション
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
代表者の氏名	取締役社長 後藤 伸穂
資本金の額	3,000百万円
純資産の額	現時点では確定していない。
総資産の額	現時点では確定していない。
事業の内容	電力・交通・産業プラントの施工・施工エンジニアリング・施工サービス、集塵装置の設計・製作・施工

以上